

徳山ダムの弾力的な運用検討会規約

(趣 旨)

第1条 本会は、「徳山ダムの弾力的な運用検討会」（以下「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

(目 的)

第2条 本検討会は、徳山ダム下流の揖斐川の河川環境の保全と向上を図るため、徳山ダムに貯留した揖斐川の流水の正常な機能を維持するための水を放流するにあたり、生態系等を考慮した流量変動をさせるための運用（以下、「弾力的な運用」という。）について検討することを目的とする。

(構 成)

第3条 検討会は、学識経験者、利水関係者等の委員で構成し、委員は別表のとおりとする。

- 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員の互選によって座長を置き、座長は会務を総理するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代理する。
- 5 座長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外のものの出席を求めることができる。

(情報公開)

第4条 検討会は原則公開とする。

(所 掌)

第5条 検討会は、以下の事項について検討し、指導や助言を行う。

- (1) 「徳山ダムの弾力的な運用を考える意見交換会」で出された意見を参考にした弾力的な運用
- (2) 試験運用のモニタリング方法及び試験運用結果の評価
- (3) 流水の正常な機能の維持に関する事項
- (4) その他

(事 務 局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構中部支社（以下「中部支社」という。）が協働で行うこととし、中部支社に置く。

(そ の 他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に際して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成20年8月27日から施行する。

徳山ダムの弾力的な運用検討会 委員名簿

分類	氏名	専門分野	所属
学識経験者	関口 秀夫	底生生物	三重大学生物資源学研究科 招へい教授
	谷口 義則	魚類	名城大学工学部 准教授
	中村 幹雄	シジミ	日本シジミ研究所 所長
	藤田 裕一郎	河川	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授
	松尾 直規	環境水利	中部大学工学部 教授
	松葉 捷也	作物生理生態	元三重大学生物資源学研究科 教授
利水関係者	瀬古 和世		揖斐川左岸用水土地改良区 理事長
	高橋 典男		揖斐川町土地改良区(脛永水系区) 副理事長
	小川 悟		西濃用水土地改良区連合 事務局長
	安藤 敏行		高須輪中土地改良区 参事(兼)事務局長
	坂 芳雄		中須川土地改良区 理事長
	渡辺 勉		福束輪中土地改良区 理事長
	河瀬 和行		イビデン株式会社 CSR環境本部 エネルギー統括部長
	鈴木 英也		中部電力株式会社 発電本部土木建築部 水カグループ長
	高木 栄		海津市 産業経済部農林振興課長
関係自治体	堂園 俊多		岐阜県県土整備部 河川課長
	久世 憲志		三重県県土整備部 河川・砂防室長

(学識経験者については、五十音順・敬称略)